

第  
5142  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 1月13日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 特別支配株主の株主売渡請求制度

**Q**：特別支配株主の株主売渡請求制度が新設されたそうですが、どのような制度なのか？

**A**：次のような制度です。

### 【解説】

特別支配株主の株主売渡請求制度とは、平成26年の会社法改正で新設された制度で、いわゆる少数株主を締め出すための制度であります。

この法改正は、平成26年6月27日に公布され、1年6ヶ月以内の施行となっています。

制度の内容は、会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主（特別支配株主）は、取締役会の承認決議を得ることを条件として、少数株主に対して株式を強制的に売り渡すことを請求することができるものとするものです。

この制度は、上場会社だけでなく、非上場会社においても利用が可能で、少数株主の同意の有無にかかわらず、株式を取得することができ、基本的に対価の支払いの有無にかかわらず、特別支配株主が定めた期日に株式の名義が移転することになりますので、事業承継対策などで分散している株式を集中させたいというような場合において、売り渡しに応じない株主に対して、この制度を使って強制的に株式を買い取るといった利用方法が考えられます。

